泉 佐 情 審 第 2 号 平成 2 2 年 3 月 2 4 日

泉佐野市長新田谷 修司 様

泉佐野市情報公開審査会会長 前 田 徹 生

泉佐野市情報公開条例第15条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成21年10月23日付け泉佐都建第864-1号で諮問のあった異議申立て事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

「現場名・佐野中学校屋内運動場増改築・建築工事 ゼネコン名・〇〇〇〇 内容・大項目積算内訳明細書(金入り)の物」(以下「本件文書」という。)を非公開とした泉佐野市長(以下「実施機関」という。)の決定を取り消し、備考欄を除き、公開すべきである。

2 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成21年9月28日、泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市 条例第27号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定により、実施機関に対し、 本件文書の情報公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、異議申立人に対し、本件文書は、条例第6条第7号イの非公開理由(契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するもの)に該当すると判断し、平成21年10月6日付け泉佐都建第773-1号により非公開決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。
- (3) 異議申立人は、本件処分に不服があるとして、平成21年10月22日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張の要旨

- (1) 異議申立ての趣旨 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 異議申立ての理由 異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3は、自己の取引上の地位を不

当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないと規定している。本件文書に係る情報公開請求及び本件処分に係る異議申立ては、同条の規定が遵守されているかどうかを確認するために行ったものであり、泉佐野市においても同法の目的を達成するための責任がある。

- イ 国土交通省、近畿地方整備局及び大阪府は、積算内訳明細書のすべてを公開している。また、大阪府北部の市町村も同様である。これは、本件文書を公開することは、 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者として の地位を不当に害するものには該当しないことを客観的に証明するものである。
- ウ 国土交通省、近畿地方整備局及び大阪府は、積算内訳明細書の大項目については、 入札日の翌日には閲覧をさせている。行政が契約に関する情報を公開することは、市 民の知る権利を保障し、市民への説明責任を果たすためにも当然のことであり、実施 機関の非公開理由には、合理的な理由があるとは考えられない。

以上のことから、非公開にする理由がなく、本件処分は不当である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 積算内訳明細書については、国土交通省、近畿地方整備局及び大阪府において、入札後に大項目のみを公開しているのであって、そのすべてが公開されているわけではない。また、大阪府においては、数量及び単価は工事終了年度の翌年度以降に公開することとし、積算根拠は非公開である。
- (2) 本件文書は、条例第6条第7号イ「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するもの」に該当するものである。以下は、その理由である。
 - ア 入札においては、業者の積算能力を確認することも重要な要素であり、入札参加者 が自ら積算を行い、入札に臨むのが公正な方法であると考えられること。
 - イ 本件文書を公開した場合、設計に用いた単価等を容易に推定することが可能となってしまい、同一年度内に発注される同種の工事の入札や契約変更時において、不適格 業者の参入や談合等の不正行為を招いてしまう可能性が増大すること。
 - ウ 企業努力によって適切に行うべき積算を行わなかった入札参加者が落札するとい うことは、その価格が健全な工事実施が可能な価格とは限らず、安全対策の不徹底や 品質確保のできない工事が行われるおそれがあること。
 - エ その結果、正当な競争が損なわれ、落札価格が高止まりになり、市の財産上の利益 を不当に害することになること。
- (3) 泉佐野市では、入札に際して、事前に設計価格、予定価格及び最低制限価格を公開し、また、設計図及び参考内訳数量書を入札参加業者に事前に提供している。その上で、不適格業者の参入排除及び談合等の不正行為の防止の観点から、入札参加者に対して入札金額と大内訳(大項目)の提出を求め、適正な積算の徹底に努めているところである。また、条例第1条の目的を果たすことと市の利益を害することのないようにするため、平成16年3月には工事に係る設計図書の情報の公開について工事関係部署で検討会

を開き、建築住宅課に係る当該情報については、事業完了後の次年度から経費率及び積 算根拠を除き、すべて公開するように取り決めたものである。

実施機関としては、この取決めに則して本件処分を行ったものであり、本件処分の通知書にも、当該工事が終了した翌年度からは、情報の部分公開が可能となることを記載していることから、異議申立てをする理由はないと考えるものである。

以上のことから、本件処分は、条例第6条第7号イで定められた公開しないことができる情報に該当するものであり、違法、不当な点はないものである。

5 審査会の判断

当審査会では、実施機関が非公開とした本件文書を検分した上で、異議申立人の異議申立書、口頭意見陳述及び申立人からの提出資料並びに実施機関の弁明書、口頭意見陳述及び処分庁からの説明資料等に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、次のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、実施機関が事業主体となる建設工事の設計書の一部であって、国土交通 省大臣官房官庁営繕部が監修した「公共工事積算基準」に基づき、「建設物価」、「積算 資料」、「コスト情報」、「施工単価」等の刊行物による単価、積算基準等による複合単価 及び見積書による単価等を使用し、施工条件を勘案の上、実施機関の職員が工事の設計 金額を算出したものである。

本件文書は、記号、名称、仕様、数量、単位、単価、金額、備考の各欄で構成されており、全体工事を費目別に細分化し、それを大きく工事別に細分化したものをさらに細分化したもので、いわゆる大項目と呼ばれるものの積算の内訳である。さらに、この大項目を仕様ごとに細分化したものが積算内訳明細書の最小の単位である。本件文書は、各仕様の総括表としての性格を有するものであり、数量欄には「1.0」と、単位欄には「式」と記載され、単価欄は空白である。

本件文書に記載されている情報のうち、記号、名称、仕様、数量、単位の各欄については、仕様の最小単位までが、現場説明用資料の参考内訳数量書として事前に公表されている。

また、設計金額及び最低制限価格は、入札前に公表されている。

(2) 異議申立人の主張について

- ア 異議申立人は、建設業法第19条の3の規定が遵守されているかどうかを確認するために本件文書の情報公開請求及び本件処分に係る異議申立てを行ったものであり、実施機関においても同法の目的を達成するための責任があるとの主張であるが、同法は、情報公開制度とはまったく関係がないものであり、また、情報公開請求を行う理由は、情報を公開するかどうかの決定に何ら影響を与えるものではない。実施機関が情報を公開するかどうかは、当該情報が条例第6条各号に掲げる事由に該当するかどうかを実施機関が判断して決定すべきものである。
- イ 国土交通省、近畿地方整備局、大阪府及び大阪府北部の市町村が積算内訳明細書の すべてを公開しているから実施機関も公開すべきであるとの異議申立人の主張であ

るが、例え、国や他の地方公共団体が公開していたとしても、情報公開制度は、国や 各地方公共団体が主体的に法律や当該地方公共団体の条例の規定に基づき、解釈、運 用するべきものであって、他の団体の事例に拘束されるものではない。

なお、当審査会が調査したところ、大阪府及び大阪府北部の市町村が積算内訳明細書のすべてを公開しているわけではないことを確認している。

よって、異議申立人の主張には、理由がない。

(3) 条例第6条第7号イ該当性について

条例第6条第7号イは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産 上の利益又は当事者としての地位を不当に害するもの」については、当該情報を公開し ないことができると規定している。

本件文書を公開することは、設計に用いた単価等を容易に推定することが可能となり、同一年度内に発注される同種の工事の入札や契約変更時において、不適格業者の参入や談合等の不正行為を招いてしまう可能性が増大し、また、企業努力によって適切に行うべき積算を行わなかった入札参加者が落札するということは、その価格が必ずしも健全な工事実施が可能な価格ではなく、安全対策の不徹底や品質確保のできない工事が行われるおそれがある。その結果、正当な競争が損なわれ、落札価格が高止まりになり、市の財産上の利益を不当に害することになると実施機関は主張している。

そこで、本件文書が公開されると、設計に用いた単価等が容易に推定することが可能 であるかについて、検討することとする。

ア 5の(1)で述べたとおり、本件文書で問題となるのは、金額欄及び備考欄である。このうち、金額欄には、各仕様における金額の合計が記載されている。実施機関は、事前に参考内訳数量書を配付していることから、大項目の金額欄を公開すると、数量で割り戻すことによって容易に単価が算出できる場合として、コンクリート工事を例に説明している。しかし、これはむしろまれな例であって、当審査会が検分したところ、他の工事においては、仕様が多岐にわたっていることから、大項目の金額欄を公開したとしても、仕様における個々の資材等の単価や金額が明確に推定されるものではないと考えられ、このことによって、市の財産上の利益を不当に害することになるとは認められない。

よって、この部分については、公開すべきである。

イ 備考欄に記載されている情報は、実施機関が積算内訳明細書を作成する際の基礎となる情報であり、仕様における工事に必要な資材等の数量、単位、単価を算定するために必要なものである。

入札を行うに際し、適正な設計金額を算出することは当然であるが、仕様における 工事ごとの単価は、一般に供されている刊行物等及び見積書を参考に、個々の工事ご とに実施機関によって、備考欄に積算根拠等を示している。したがって、どのような 積算根拠等を使用するのかは、実施機関の裁量によるものであり、非公知の情報であ る。この備考欄を公開することは、単価等を容易に算定することが可能となり、実施 機関が主張しているように、市の財産上の利益を不当に害することになると認められ る。 よって、この部分について、非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

ウ 参考内訳数量書が既に公表されており、また、年度終了後に備考欄を除いて公開するものであったとしても、本件文書のすべてを非公開(時限非公開)としたことは、 不当に市民の知る権利を制限するものである。以後、留意されたい。

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審議等の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり審議等を行った。

年 月 日	審議等の経過
平成21年10月23日	実施機関から諮問書を受理
平成21年11月26日	実施機関から弁明書を受理
平成22年2月25日	異議申立人及び実施機関職員の口頭意見陳述及び聴取
	審議(第2回情報公開審查会)
平成22年3月12日	審議(第3回情報公開審査会)